

メンタルヘルスの  
不調もカバー

弁護士所得補償保険

# 若手弁護士 応援プラン

所得補償保険

満39歳までしか加入できない、若手弁護士だけの限定プラン!

保険期間 2023年11月1日午後4時～2024年11月1日午後4時(1年間)

- ① 入院だけでなく、自宅療養<sup>\*</sup>による休職期間も対象  
※最長12か月医師の指示によるもの。
- ② うつ病、統合失調症など「心の病」も対象
- ③ 簡単な加入手続き! 医師の診査は不要  
※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。
- ④ 満40歳まで安心の自動継続
- ⑤ 団体割引25%適用



年間保険料は  
**10,483円**

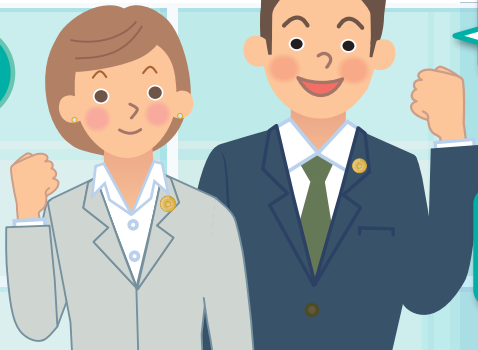
(別途制度運営費が105円かかります。)

全国弁護士協同組合連合会

# 若手弁護士応援プラン(所得補償保険)は

奨学金・司法修習資金の返済にも役立ちます。

1



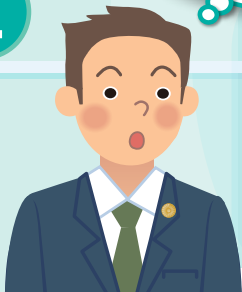
本日着任しました。  
弁護士賠償責任保険も加入しました。  
先輩よろしくお願いします!



弁賠\*はもちろん必要だけど  
「からだの保険」も準備しているよね?

2

からだの保険??



僕は去年ケガで3か月休職したんだ。  
法廷にも行けないし、仕事も友人弁護士に代わってもらったんだ。当然、収入も減って一時はどうなるかと思ったよ。僕は司法修習資金の返済もあるしね。



3

それで、貯金を取り崩したのですか?!



いやそれが、新人のときに先輩に勧められて  
「**所得補償保険**」に加入していたことを  
思い出したんだ。

所得補償保険は医師の指示による自宅での療養期間も対象になるから本当に助かったよ! 貯金も崩さずに済んだしね。医療保険も大切だけど、僕たち弁護士には所得補償保険が必要だと実感したよ!



4

保険は生活だけでなく、貯蓄も守る!ということですね。  
弁護士用の所得補償保険ってあるんですか?



全弁協の団体保険は  
弁護士専用だから安心なんだ。  
スマートフォンからも資料請求できるよ。

[https://www.kaito.co.jp/contact/contact\\_lawyer/](https://www.kaito.co.jp/contact/contact_lawyer/)



わかりました! 安心して仕事に専念するには  
「からだの保険」の準備も必要だということですね。



\*弁賠は弁護士賠償責任保険の略称です。

# 所得補償保険

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能(身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態)になった場合、被保険者が被る所得の損失に対して、保険金をお支払いします。なお、**対象期間は最長12か月**です。

## 特長

1. 若手弁護士応援プランは、病気やケガで働けなくなったとき、最長12か月間ご加入いただいた保険金額を毎月定額でお支払いします(入院も医師の指示による自宅療養もお支払いする保険金額は同額です。)。うつ病、統合失調症、不安障害、その他の神経症性障害による休職も補償。

### ■ 保険金お支払例

- ・対象期間12か月(保険金をお支払いする期間)
- ・保険金額10万円/月・支払対象外期間/7日

<例えば>

弁護士業務の他に弁護士会の活動等多忙を極め、ある朝突然、起き上がれなくなった。うつ病と診断され、一年半の自宅療養を余儀なくされた。月々10万円ずつ、総額で120万円の保険金が支払われた。

支払保険金額

120万円

	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目	13か月目以降
支払対象外期間7日	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	対象期間終了

← 自宅療養12か月 →

2. ご加入にあたり、医師による診査は不要です。

加入手続きは「健康状態に関する告知書」の質問事項にお答えいただくだけです。ただし、告知の内容によってはご加入をお断りする場合があります。

### ■ 次の1.~2.のすべてに **該当しない(いいえ)場合**、ご加入いただけます。

- ・告知される方が認識している傷病名が疾病・症状一覧表に一致しなくても、医学的にその疾病名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、疾病・症状一覧表に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、告知する必要があります。
- 1.告知日現在、**お仕事に就かれていない**、またはお仕事による**収入(勤労収入)を得ていない**状態。
- 2.告知日から過去1年以内に下表「疾病・症状一覧表」記載の疾病・症状により**医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがある**。
- ・医師より「疾病・症状一覧」記載の疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

疾病群	疾病・症状一覧表
A群 胃・腸の疾病	●炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝硬変 ●慢性肝炎●肝肥大●すい炎
C群 腎臓・泌尿器の疾病	●慢性腎炎●ネフローゼ●腎不全●副腎しゅよう
D群 気管支・肺の疾病	●結核●肺線維症●慢性閉塞性肺疾患(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))
E群 脳血管・循環器関係の疾病	●脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血) ●心臓弁膜症●心筋こうそく ●心筋症●狭心症●不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。) ●心雑音●動脈硬化症●動脈瘤
F群 腰・脊椎の疾病	●骨のしゅよう性疾患
Z群 その他	●糖尿病●紫斑病●結核性疾患(カリエスなど) ●脳しゅよう●悪性しゅよう(各種がん・上皮内新生物・肉腫) ●白血病 ●悪性リンパ腫●アルツハイマー病●ペー チェット病●こうげん病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など) ●リウマチ熱 ●精神および行動の障害(統合失調症・気分(感情)障害(躁うつ病、うつ病など)・恐慌性(パニック)障害・心的外傷後ストレス障害(PTSD)・アルコール依存など)

### 告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意くださいいただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

# 若手弁護士応援プラン 保険料

●保険料の払込方法は年払のみです。 ●保険料の他に、制度運営費として105円かかります。

※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続き費用等)に充当するための費用です。

- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間(7日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

団体割引25% 保険期間：1年

保険名	所得補償保険(精神障害拡張補償特約セット)
保険金額(月額)	10万円
対象期間(保険金を支払う期間)	最長12か月
支払対象外期間	7日間
一時払保険料	10,483円

中途加入保険料(始期日別)

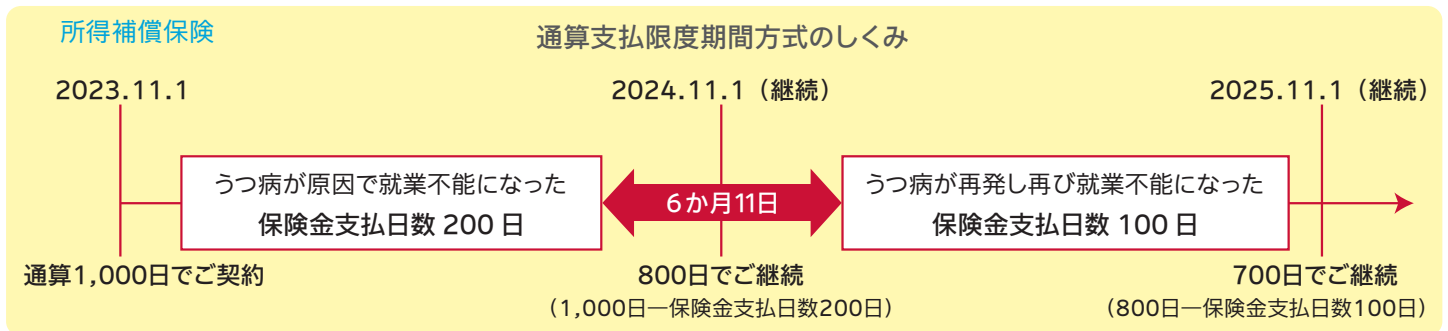
11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1
12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月
10,483円	9,609円	8,736円	7,862円	6,989円	6,115円	5,242円	4,368円	3,494円	2,621円	1,747円	874円

## よくあるご質問

### 1. 所得補償保険の保険金は何回請求できますか？

通算して1,000日分の保険金が支払われるまで、何回でも請求できます。

ただし、1回の対象期間は12か月です。



### 2. 保険金はどうに計算されますか？

次の計算式によって算出した金額をお支払いします。

被保険者(保険の対象となる方)が受取った保険金は非課税です。詳細は税理士にご相談ください。

$$\text{お支払いする保険金の額} = 10\text{万円 (保険金額(月額)} \times \text{就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)} \times \text{月数}$$

$$\text{就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)} = \text{就業ができない期間} - 7\text{日間 (支払対象外期間)}$$

※1. 加入者証記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。

ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。

※2. 加入者証に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(12か月)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。

※3. 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。

<例えば>

自転車走行中、自転車にはねられ骨盤を骨折。救急車で病院に搬送され入院とリハビリのため4か月休職した。

■事故日 2023年12月1日 ■仕事ができなかった期間 2023年12月1日から2024年3月31日

■支払対象外期間 2023年12月1日～12月7日

■保険金をお支払いする期間 2023年12月8日～2024年3月31日

$$\text{お支払いする保険金} (10\text{万円} \times 3\text{か月}) + (10\text{万円} \times 24\text{日} \div 30\text{日}) = 380,000 \text{円}$$

・これらは事例であり、実際の事故等によってお支払保険金の額は異なります。

### 3. 保険料は生命保険料控除の対象になりますか？

はい。本保険は「介護医療保険料控除※」の対象です。(2023年6月現在)

契約者	被保険者	保険金受取人	税務処理	備考	
1	個人事業主	事業主本人	※介護医療保険料控除		
2	個人事業主	使用人の全員	必要経費	福利厚生費	
3	個人事業主	特定の使用人	必要経費	給与	
4	個人事業主	使用人	個人事業主	必要経費	支払保険料
5	法人	役員・従業員の全員		損金	福利厚生費
6	法人	従業員の全員		損金	福利厚生費
7	法人	役員・特定の従業員		損金(原則)	給与
8	法人	役員・特定の従業員	法人	損金	支払保険料

詳細は税理士にご相談ください。

### 4. 無事故戻し返れい金や満期返れい金がありますか？

いいえ、無事故戻し返れい金・満期返れい金はありません。

### 5. うつ病の場合も補償になりますか？

はい、「精神病的障害」の場合も補償になります。(お支払対象となる精神障害は下表参照)

## 若手弁護士応援プラン(所得補償保険)は「精神病的障害」の場合も補償！

### 保険金のお支払対象となる精神障害(例)

F00	アルツハイマー病の認知症	F38	その他の気分(感情)障害
F01	血管性認知症	F39	詳細不明の気分(感情)障害
F02	他に分類されるその他の疾患の認知症	F40	恐怖症性不安障害
F03	詳細不明の認知症	F41	その他の不安障害
F04	器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F42	強迫性障害(強迫神経症)
F05	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F43	重度ストレスへの反応及び適応障害
F06	脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害	F44	解離性(転換性)障害
F07	脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害	F45	身体表現性障害
F09	詳細不明の器質性又は症状性精神障害	F48	その他の神経症性障害
F20	統合失調症	F50	摂食障害
F21	統合失調症型障害	F51	非器質性睡眠障害
F22	持続性妄想性障害	F52	性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの
F23	急性一過性精神病的障害	F53	産じょく(褥)に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの
F24	感応性妄想性障害	F54	他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因
F25	統合失調感情障害	F55	依存を生じない物質の乱用
F28	その他の非器質性精神病的障害	F59	生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群
F29	詳細不明の非器質性精神病	F60	特定的人格障害
F30	躁病エピソード	F61	混合性及びその他の人格障害
F31	双極性感情障害(躁うつ病)	F62	持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの
F32	うつ病エピソード	F63	習慣及び衝動の障害
F33	反復性うつ病性障害	F64	性同一性障害
F34	持続性気分(感情)障害		

### 保険金のお支払対象とならない精神障害

F10	アルコール使用(飲酒)による精神及び行動の障害	F16	幻覚薬使用による精神及び行動の障害
F11	アヘン類使用による精神及び行動の障害	F17	タバコ使用(喫煙)による精神及び行動の障害
F12	大麻類使用による精神及び行動の障害	F18	揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害
F13	鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害	F19	多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害
F14	コカイン使用による精神及び行動の障害		
F15	カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害		

※「厚生労働省大臣官房総計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

# SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

所得補償保険にご加入されると無料で受けられる電話相談サービスです!!

- 健康・医療相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- メンタルヘルス相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
- メンタルITサポート(Webストレスチェック)

## たとえばこんなとき

## こんなサービスが受けられます

旅先で急病にかかった場合に最寄の病院を紹介してくれないかな? **医療機関情報提供サービス** | 旅先での最寄の医療機関情報をご提供します。

健康や医療に関する悩みって、職場や友達には相談しにくいんだよね…。 **健康・医療相談サービス** | 経験豊富な看護師が電話で親切に対応します。

税金の相談が気軽にできれば便利なんだけど…。 **法律・税務・年金相談サービス** | 提携の税理士などがアドバイスします。

※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。 ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。 ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。 ※4 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。 ※5 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※6 ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : 若手弁護士応援プランでは、次の商品をご案内しております。  
所得補償保険(所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットした保険)
  - 保険契約者 : 全国弁護士協同組合連合会
  - 保険期間 : 2023年11月1日午後4時から2024年11月1日午後4時まで1年間となります。
  - 申込締切日 : 2023年10月20日
  - 引受条件(保険金額等)  
保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
    - 加入者(申込人) : 弁護士協同組合の組合員
    - 被保険者 : ◆弁護士協同組合の組合員(満39歳以下の方) 満40歳に到達後は翌年から既存の弁護士所得補償プランへ移行になります。
- |      |      |        |
|------|------|--------|
| 加入年齢 | 新規加入 | 満39歳まで |
|      | 継続加入 | 満39歳まで |
- お支払方法 : 口座振替  
◆一時払 : 12月22日に口座引落しになります。  
本制度は、株式会社日本共同システムに保険料収納業務を委託しています。通帳には、金融機関により、「NKS ホケン」、「NKS フリカエ」または、「ニホンキョウドウシステム」と印字されます。保険料以外に、制度運営費が105円かかります。  
※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続き費用等)に充当するための費用です。
  - お手続方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年同条件(送付した加入依頼書に打ち出しの内容)で継続加入を行う場合	特段のお手続きは不要です。損保ジャパンから特段の申し出がない場合には、契約が自動的に継続されます。
	①住所・口座情報等(送付した加入依頼書に打ち出しの内容)を変更して、継続加入を行う場合	2023年10月20日までに取扱代理店にお申し出ください。
	②継続加入を行わない場合	

- 中途加入 : 毎月20日までに「加入依頼書+被保険者告知書」に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご提出ください。  
中途加入の場合は初回保険料の引落としができません。下記の口座へお振込みください。(振込手数料は加入者負担となります。)  
**みずほ銀行 新橋支店 普通 NO.2676944 口座名義 : 全国弁護士協同組合連合会 所得口**  
中途でのご加入は、毎月20日までお申込みいただいた場合、翌月1日(午後4時)が保険の加入日となります。本年度中途でご加入された方も、2024年11月1日午後4時で保険期間が終了します。翌年度以降は1年間ごとの保険契約となります。  
また、更改時に変更・脱退など特段のお申し出がない場合は、前年と同条件にて自動継続とさせていただきます。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金等 この保険には、無事故戻し返れい金・満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

所得補償保険(基本補償)(*)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>●次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <math display="block">\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(*)1} \times \frac{\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(*)2}}{\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(*)2} \text{の月数}^{(*)3}}</math> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <math display="block">\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(*)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}</math> </div> <p>(※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(12か月)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(12か月)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないものなど</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波など</p> <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能(※3)</p> <p>⑩妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※3)この契約は、精神障害拡張補償特約がセットされているため、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p>

(\*) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

## その他ご注意いただくこと

●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年6月現在)

●詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

●保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

●他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

## 用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。



## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
  - 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
  - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①もしくは②のいずれかの取扱いとなります。

① 特別な条件を付けずにご加入いただけます。

② 今回はご加入いただけません。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- ご加入初年度の保険期間の開始時より前に発病（※）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。

（※）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

### 3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

① 他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合

② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)続き

- ③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
- ④ 他の保険契約等がある場合

など

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。

お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

※中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書	など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(注1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。

その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

### 9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

### 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

#### 1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度  
ご確認ください。

#### 2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 右記の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

#### 3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 電話番号はお間違えのないように

#### 事故が起こった場合・・・

ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

#### 損保ジャパン 事故サポートセンター

**0120-727-110**

受付時間 ●24時間 / 365日

#### 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル) **0570-022808** <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで  
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

総括代理店

### 株式会社 カイトー

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6西新宿K-1ビル

TEL 03(3369)3100 / FAX 03(3369)3120

E-mail:lawyer\_insh@kaito.co.jp

取扱代理店

引受保険会社（総括担当店）

### 損害保険ジャパン株式会社

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03(3349)5402 FAX 03(6388)0161

（担当営業店）

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。



（全弁協商品名称：弁護士所得補償保険）

（SJ23-05240、2023年7月27日作成）

（23080027）504549 -0500